

業務部速報



No. 127

発行 26. 2. 17

JR東労組 業務部

『事業本部発足に伴う「事業場」の取扱いについて』 申14号 に関する解明申し入れ 2/17団体交渉を行う！②

●組合 ■会社

2項・3項の続き

- 新幹線総合車両センターと仙台新幹線運輸区は10kmも離れている。同一事業場はおかしいではないか

■厚労省の考えに基づいて会社が判断した。事業本部一事業場としてやっていきたいとの考えがベースにある。車両と乗務員の運用を一体で考えられるメリットがある。距離が何kmというものはない。厚労省には個別の事業場の説明をしていない。厚労省の考えに則って対応すれば差し支えないとなっている

4. 組合員・社員に対する各事業場区分の指定方法を明らかにすること。また、各事業場区分の名称・呼称を明らかにすること。

- 組合員・社員本人は、どのように所属事業場を把握出来るのか
- 働く場所に伴い、組合員の事業場区分は日単位で変更するのか

■勤務指定表等に明示することを検討している。決まり次第別途対応する。社員本人が認知できるようにすることが大切なことである。休日明示表でも確認できるようにしていく考えである
■月単位で定めていく

- 事業場区分の呼称名はどのようにになるのか

■「○○事業本部1」「○○事業本部2」と示していくことを検討している。○○駅、○○統括センターとはならない

5. 各事業場における安全衛生委員会の体制を明らかにすること。

- 新たな事業場区分になり安全や健康が低下することや、安全衛生委員会での議論レベルが低下は認められない

■安全衛生委員会は166事業場で開催する。調査審議事項が低下してはならない。議論のレベルが低下することがあってはならない。安全衛生法は労働者保護の観点が強いので、労働者の安全と健康を確保していく。メンバー等は定められた法令に則っていく

- 現行の事業場を統合される中で安全衛生委員会はどのように変化するのか

■新たな単位となる事業場もあるので、安全衛生上のリスクをきちんと捉えた上で調査審議していく。様々な業務によってリスクがあるため議題の設定が大切だ。社員の安全確保と健康増進することが大切だ。安全衛生委員会の時間が多くなることはケースバイケースであるが、議論の中身が重要だ

- 例えば、盛岡事業本部5では設備・電気職場と支社が一事業場になるため、7名の委員を指定するのか

■そのような方法をとっていく。業務内容によってリスク等が異なるので各業務からの選出となる

- 工務職場では時間外労働がかなり張っている。年間500時間を超える社員もいる。個別で議論できるのか

■施設職場は系統間調整等を行っており、業務上密接な関係である。超勤の原因は様々である

6. 各事業場における過半数代表者選出の考え方や選挙方法について明らかにすること。

- 新たな事業本部発足後に過半数代表者選挙を行うのか
- 現行の代表者の任期はいつまでなのか

■7月1日に新たな組織発足後、速やかに全事業場区分で過半数代表者選挙を実施する
■今実施している代表者は新たな代表者選出までの期間だ。7月1日以降実施の代表者は年度末までの任期となる

- 現行と同じ単位・範囲の事業場において、なぜ7月1日以降に選挙を実施するのか

■7月1日に新たな組織が発足するため、協定書を出すことになる